

令和 4 年 2 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 4 年 2 月 25 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について
日程第 5 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第 6 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 飯 塚 信 子	2 番 岩 崎 十三江	3 番 木 村 輝 義
4 番 小 林 利 信	5 番 櫻 井 正 彦	6 番 関 口 裕
7 番 高 野 光 和	8 番 長 澤 修 一	9 番 深 澤 良 朗
10 番 藤 生 定 雄	11 番 星 野 邦 夫	12 番 前 原 卓
13 番 根 岸 始		

5. 欠席した農業委員（0 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（0 名）

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（13 名）

8. 出席した事務局職員（4 名）

事務局長 荒 井 英 夫	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 査 下 田 幸 子	主 任 古 郷 真 吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 4 年 2 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者はありません。また、遅れてくる委員もありません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 0 名です。それでは、開会に先立ちまして、根岸会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和4年2月25日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和4年2月25日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「9番：深澤 良朗 委員」と「10番：藤生 定雄 委員」の両名にお願ひいたします。

議事

報告第1号

会 長 日程第1報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書：借人、貸人、土地の表示、合意解約内容、合意解約日の説明)
以上、1件報告いたします。

1番

会 長 番号1番については、報告事項ですので、報告のみといたします。

議案第1号

会 長 日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番から番号3番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容の説明)
番号1番。申請理由、現在、露地野菜を中心とした農業を営んでいますが、自己所有の田に隣接した申請地を買い受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。
番号2番。申請理由、現在、畜産業を営んでいますが、乳牛の増加に伴い牧草地が不足しているため、申請地を買い受け、牧草地としたいく申請するもの。

番号3番。申請理由、現在、露地野菜を中心とした農業を営んでいますが、申請地を買い受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。

以上、3件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

1番

会長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

3番

会長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

議案第2号

会長 日程第3議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番から番号4番
(議案書：申請人、土地の表示の説明)
番号1番。自宅に隣接している申請地を敷地拡張用地といたく申請するもの。始末書添付。宅地 569.46 m²と一体利用。
番号2番。こちらについては、議案第4号番号1番との農地法第5条計画変更同時申請案件であります。また議案第5号番号1番と関連がありますので、その時に併せて審議することによりよろしくお願いいたします。
番号3番。現在、申請地の隣接地で太陽光発電事業を行っておりますが、同時申請の農地転用に伴い、通路を移転いたく申請するもの。大間々用水土地改良区第11工区。雑種地 853 m²と一体利用。
番号4番。自宅に隣接している申請地を敷地拡張用地といたく申請するもの。始末書添付。宅地 391.86 m²と一体利用。
以上、4件の審議についてよろしくお願いいたします。

1番

会長 番号1番の案件については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

会長 番号1番について、笠懸2区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、櫻井です。地図の1番をご覧ください。申請地は〇〇と〇〇が交わる交差点を50メートルほど北上した左手側になります。現場を見たところ始末書のとおりでした。慎重審議をお願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。転用せずに使用していた追認案件であり、資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会 長 2番につきましては、議案第4号番号1番との農地法第5条計画変更同時案件、また、議案第5号番号1番と関連があるため、その時に併せて審議をお願いします。

3番

会 長 番号3番について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、長澤です。地図の3番をご覧ください。申請地は〇〇の西側入口の道反対側になります。現地は周辺一帯が全て畑となっております。申請地の奥に太陽光発電施設があります。特段問題ないと思いますが、慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は街区の宅地面積が40%越えにある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

4番

会 長 番号4番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

会 長 番号4番について、笠懸10区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員 2番、岩崎です。地図の4番をご覧ください。申請地は〇〇の〇〇を北上したすぐ近くにあり。周囲は宅地も多く、宅地にするには何ら問題ないかと思いません。慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。転用せずに使用していた追認案件であり、資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

6番委員 4番の案件に限らず、地目が畑で現況が宅地という場合、税務上はどのような扱いなのでしょうか。

事務局 地目が畑で現況が宅地の場合、課税は宅地課税となります。課税は農地転用許可の有無にかかわらず、税務課の現地調査により課税地目が決定します。

会長 説明が終わりました。他に番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

議案第3号

会長 日程第4議案第3号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書：申請人、土地の表示等の説明)
番号1番。諸事情により許可目的が実行不能となったため、取消しを願い出るもの。令和3年12月27日許可。
以上、1件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

会長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第4号

会 長

日程第5議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

番号1番については、議案第2号番号2番との農地法第4条同時申請案件であります。また議案第5号番号1番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりお願いいたします。番号2番についても、議案第5号番号13番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりお願いいたします。

議案第5号

会 長

日程第6議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

まず最初に、6ページの番号1番から番号4番を説明します。

番号1番から番号4番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)

番号1番。こちらにつきましては、議案第4号番号1番との農地法第5条計画変更との同時申請案件となっております。また、議案第2号番号2番と関連がありますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが、5ページにお戻り下さい。

番号1番。平成7年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずいたところ、隣接住民から境界のズレを解消するため、敷地拡張したいとの要望があり、当初計画者も資材置場として利用したく計画を変更するもの。平成7年11月16日に5条許可。目的変更・一部承継。農地法第4条・農地法第5条同時申請。宅地外1筆計460.6㎡と一体利用。お手数ですが、3ページをお願いします。

番号2番。建築塗装業を営んでいますが、申請地を資材置場として利用したく申請するもの。農地法第5条計画変更同時申請。6ページをお願いします。

番号1番。現在、申請地の隣接地に居住していますが、敷地のズレを解消するため、申請地を買い受け、敷地拡張したく申請するもの。宅地外1筆計460.6㎡と一体利用。

番号2番。結婚後、住居スペースが狭く別居生活をしているため、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。

番号3番。市内で不動産業及び総合建築業を営んでいますが、住環境の良い申請地を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第8工区。

番号4番。現在、アパート生活をしていますが、父より申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第8工区。

以上、6件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

議案第4号番号1番、議案第2号番号2番、1番

会 長

番号1番については、議案第4号番号1番、議案第2号番号2番と関連がありますので、併せての審議をお願いします。笠懸2区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、櫻井です。地図の 2 番と 5 番をご覧ください。申請地は〇〇と〇〇が交わる信号を〇〇へ 100 メートルほど向かいます。左斜めへ入る道を入ります。50 メートルほど進んだ右手側です。現場は今は家庭菜園として使われているような状態でした。周囲は宅地に囲まれており、問題ないかと思います。慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第 3 種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。まず最初に、議案第 4 号番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第 4 号番号 1 番について採決をいたします。議案第 4 号番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第 4 号番号 1 番の申請は可決いたします。

会 長 次に、議案第 2 号番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第 2 号番号 2 番について採決をいたします。議案第 2 号番号 2 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第 2 号番号 2 番の申請は可決いたします。

会 長 続いて、番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会 長 番号2番について、笠懸7区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、長澤です。地図の6番をご覧ください。〇〇の交差点を南に50～60メートルほど向かいまして左折します。道なりに150メートルほど進んだ左手側が申請地となります。申請地はここ何年か何も栽培していません。年に何回か雑草が伸びないように管理しているという場所でした。周囲の三方向に家があり、問題ないかと思えます。慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

3番

会 長 番号3番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、木村です。地図の7番をご覧ください。〇〇の〇〇を西に100メートルほど進むとY字路があります。そこを右に入り、50メートルほど進んだ右手側が申請地です。ここは10年間くらい栽培していませんが、年に三回程度草刈りを行っているようです。特に問題ないと思いますが、慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替とな

る土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

4番

会 長 番号4番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、木村です。地図の8番をご覧ください。〇〇と〇〇が交わる信号を南に100メートルほど南下します。左手側が申請地です。木の枝が一山ありましたが、地主に確認したところ、近いうちに移動するとのことでした。特に問題ないと思いますが、慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

会 長 7ページをお願いします。番号5番から番号9番を説明します。
番号5番から番号9番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)

番号5番。医療機器関連の製造業を営んでいますが、早急に事業拡大するにあたり、駐車スペース確保が必要なため、申請地を買い受け、露天駐車場として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。

番号6番。現在、実家で生活していますが、父より申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。

番号7番。現在、市営住宅に親子6人の大家族で生活していますが、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第9工区。

番号8番。現在、労務会計事務所を営んでいますが、現在の事務所は賃貸であること、高齢の母と同居予定であることから、申請地を買い受け、住宅及び事務所を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。岡登堰土地改良区。

番号9番。現在、申請地の隣接地に居住し、タイル貼工業を営んでいますが、駐車場・資材等の置場が不足しているため、申請地を買い受け、露天駐車場及び露天資材置場として利用したく申請するもの。大間々用水土地改良区第11工区。

以上、5件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

5番

会 長

番号5番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、高野です。地図の9番をご覧ください。〇〇を南下し、〇〇の〇〇を左折します。150メートルほど進んだ右手側が申請地となります。申請地は住宅と住宅に挟まれた土地です。駐車場は申請地の向かい側の会社が使用します。問題ないと思いますが、慎重審議をお願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

6番

- 会 長 番号6番について、笠懸8区の担当委員より説明をお願いします。
- 2番委員 2番、岩崎です。地図の10番をご覧ください。〇〇を南下します。〇〇の〇〇の手前を右折します。しばらく進んだ左手側が申請地です。特に問題ないかと思いますが、慎重審議をお願いいたします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。
- 会 長 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。

7番

- 会 長 番号7番について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。
- 8番委員 8番、長澤です。地図の11番をご覧ください。〇〇を〇〇から700～800メートル向かいますと信号があります。信号を右折しまして180メートルほど進みます。左手側が申請地となります。申請地は家庭菜園の様で様々な植物が植えてありました。南側と東側は住宅があります。特段問題ないかと思いますが、慎重審議をお願いいたします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。
- 会 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号7番の申請は可決いたします。

8番

会 長 番号8番について、笠懸8区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員 2番、岩崎です。地図の12番をご覧ください。申請地は〇〇の北側に位置しています。相続した方が長年草刈り等管理に苦慮していた農地です。この様に活用されるのは良いことかと思えます。慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号8番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号8番について採決をいたします。番号8番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号8番の申請は可決いたします。

9番

会 長 番号9番について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、長澤です。地図の13番をご覧ください。〇〇の〇〇の交差点を東に250メートルほど向かいます。変則的な十字路を右折します。250メートルほど進んだ右手側が申請地となります。申請地は住宅に囲まれておりまして綺麗に整備されておりました。問題ないかと思えますが、慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に現実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号9番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号9番について採決をいたします。番号9番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号9番の申請は可決いたします。

(39 : 50)

会 長 8ページをお願いします。番号10番から番号14番を説明します。
番号10番から番号14番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)
番号10番。現在、借家に住んでいますが、結婚し手狭に感じるため、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第11工区。雑種地33㎡と一体利用。
番号11番。現在、アパートに居住していますが、祖父より申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。始末書添付。
番号12番。現在、住所地で生活していますが、敷地が狭く居宅も古いため、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。市営住宅に親子6人の大家族で生活していますが、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。
番号13番。こちらにつきましては、議案第4号番号2番の農地法第5条計画変更との同時申請案件となっておりますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが、5ページにお戻り下さい。
番号2番。昭和49年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずにいたところ、申請地に建売住宅を建築したいとの要望があり計画を変更するもの。昭和49年7月17日に5条許可。全部承継。農地法第5条同時申請。8ページをお願いします。
番号13番。住宅販売事業を営んでいますが、生活環境や交通の便の良い申請地を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第2-2工区。農地法第5条計画変更同時申請。
番号14番。現在借家生活をしていますが、生活に便の良い申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。

以上、6件の審議につきまして、よろしくお願ひいたします。

10番

会 長

番号10番について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員

8番、長澤です。地図の14番をご覧ください。申請地は〇〇の西側の農地です。申請地は先ほど太陽光発電所通路用地として承認された地図3番の農地のすぐ北側となります。特段問題ないと思いますが、慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

農地の区分は、申請地は街区の宅地面積が40%越えにある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号10番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号10番について採決をいたします。番号10番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号10番の申請は可決いたします。

11番

会 長

番号11番については、始末書の添付がありますが、議案第2号番号4番と同一ですので、朗読は省略します。笠懸10区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、岩崎です。地図の15番をご覧ください。地図4番と同じ場所です。家庭菜園となっていますが、一部分にカーポートが作ってあるため、始末書が添付されています。カーポートはそのまま利用し、奥の農地に住宅を建てるそうです。慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。転用せずに使用していた追認案件であり、資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 11 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 11 番について採決をいたします。番号 11 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 11 番の申請は可決いたします。

12 番

会 長 番号 12 番について、大間々 8 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、小林です。地図の 16 番をご覧ください。申請地は〇〇から南に 500 メートルほど進んだ左手側にあります。何ら問題ないと思いますが、慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 12 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 12 番について採決をいたします。番号 12 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 12 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号番号 2 番、13 番

会 長 番号 13 番については、議案第 4 号番号 2 番の農地法第 5 条計画変更との同時申請案件でありますので、併せての審議をお願いします。大間々 8 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、小林です。地図の 17 番をご覧ください。〇〇の〇〇の信号を 300 メートルほど北上し右折します。右手側が申請地です。特段問題ないと思いますが、審議を

お願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。まず最初に議案第4号番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第4号番号2番について採決をいたします。議案第4号番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第4号番号2番の申請は可決いたします。

会 長 続きまして、番号13番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号13番について採決をいたします。番号13番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号13番の申請は可決いたします。

14番

会 長 番号14番について、大間々8区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員 4番、小林です。地図の18番をご覧ください。〇〇の〇〇のすぐ前の信号を北上します。60～70メートルほど進み右折します。左手側が申請地です。草や木が生えておりましたが、特段問題ないかと思えます。慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は街区の宅地面積が40%越えにある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、

周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 14 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 14 番について採決をいたします。番号 14 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 14 番の申請は可決いたします。

会 長 9 ページをお願いします。番号 15 番を説明します。

番号 15 番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)

番号 15 番。不動産業を営んでいますが、静かな環境で学校に近く住宅地として最良な申請地を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。

以上、1 件の審議について、よろしく願いいたします。

15 番

会 長 番号 15 番について、大間々 8 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、小林です。地図の 19 番をご覧ください。〇〇の信号を北上します。〇〇の〇〇に当たります。そこを左折します。しばらく進むと〇〇が見えます。その奥が申請地です。草や栗の木が生えておりますが、特に問題はないと思います。慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は街区の宅地面積が 40% 越えにある農地であり、第 3 種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 15 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 15 番について採決をいたします。番号 15 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号 15 番の申請は可決いたします。
- 会 長 日程第 7 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 今回は新規設定が 22 件、再設定が 10 件ございます。
(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権の説明)
まず最初に 10 ページの番号 1 番から番号 10 番を説明します。
以上、10 件の審議について、よろしくお願いいたします。
- 会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 10 番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 10 番について採決をいたします。番号 1 番から番号 10 番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番、番号 6 番、番号 7 番、番号 8 番、番号 9 番、番号 10 番は可決いたします。
- 事 務 局 11 ページの番号 11 番から番号 22 番を説明します。
なお、新規設定 22 件、地積合計は、26,064 m²となります。
以上、12 件の審議について、よろしくお願いいたします。
- 会 長 事務局の説明が終わりました。番号 11 番から番号 22 番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号 11 番から番号 22 番について採決をいたします。番号 11 番から番号 22 番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号 11 番、番号 12 番、番号 13 番、番号 14 番、番号 15 番、番号 16 番、番号 17 番、番号 18 番、番号 19 番、番号 20 番、番号 21 番、番号 22 番は可決いたします。
- 事 務 局 12 ページをお願いします。再設定。まず最初に番号 1 番から番号 5 番を説明します。番号 6 番から番号 8 番については、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に該当する案件です。9 番深澤 良朗委員につきましては、退席をお

願いすることになりますが、よろしくお願ひします。
以上、5件の審議について、よろしくお願ひいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号5番について採決をいたします。番号1番から番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番は可決いたします。

会 長 次に、番号6番から番号8番を説明します。深澤 良朗委員は退席願ひます。

(深澤 良朗委員が退席)

事務局 以上、3件の審議について、よろしくお願ひいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号6番から番号8番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号6番から番号8番について採決をいたします。番号6番から番号8番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号6番、番号7番、番号8番は可決いたします。それでは、深澤 良朗委員、お戻り下さい。

(深澤 良朗委員が入室)

事務局 次に、番号9番、番号10番を説明します。なお、再設定10件の地積合計は11,846.5㎡となります。
以上、2件の審議について、よろしくお願ひいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号9番から番号10番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号9番から番号10番について採決をいたします。番号9番から番号10番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号9番、番号10番は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和4年2月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和4年2月25日 午後3時00分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

9 番委員

.....

10 番委員

.....